

○水道料金の減免に関する取扱要綱

平成17年 3月31日

要綱第36号

改正 平成24年 3月30日要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号。以下「条例」という。)第37条の規定に基づき、水道料金の減免を行うための認定基準を定めるものとする。

(減免の対象となる漏水)

第2条 給水装置のうち量水器から下流の設備において、地下埋設管、壁体及び床下における箇所又は積雪等により容易に発見することが困難と認められる箇所から漏水を生じた場合は、水道使用者又は所有者(以下「使用者等」という。)が次の各号に掲げる要件を全て満たしている場合にこれを減免することができる。

- (1) 使用者等が、善良なる注意と管理をもってしても発見できなかった自然経過的な漏水であること。
- (2) 漏水発見後、適正な修繕が行われていること。
- (3) 漏水による1箇月の水量が、平常使用水量よりも10立方メートル以上多いこと。ただし、平常使用水量が基本水量以下の場合は、1箇月の水量が基本水量の2倍を超えているものに限る。

(漏水水量の算定)

第3条 減免を必要とする検針月の直近2期又は前年同期の適正と認められる2期の平均使用水量を平常使用水量とし、減免を必要とする検針月の使用水量から平常使用水量を差し引いた値の2分の1の値を減免対象水量とする。ただし、減免対象月は4箇月を限度とする。

2 積雪等により使用水量の把握が困難な場合は、次回検針月において使用水量を確定して減免対象水量を算定する。この場合において、減免対象水量の

計算は、使用水量を確定した検針実施月の間で、検針不能月直前の検針実施月から直近の検針不能月までの期間と、その後半月の修理想定期間を按分により算定し、その期間の水量を差し引いた水量を減免対象水量とする。

- 3 平常使用水量及び減免対象水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の手続き)

第4条 水道料金の減免措置を受けようとする使用者等は、様式第1号の水道料金減免申請書を市長に申請しなければならない。

(減免の承認又は却下)

第5条 市長は、前条に定める申請があったときは、漏水箇所、修理の事実等について調査し、当該申請に対し承認又は却下の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項により承認又は却下を決定したときは、直ちにその決定結果を申請者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月30日要綱第31号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。